第2種酸素欠乏危険作業特別教育(酸素欠乏症・硫化水素中毒危険作業に係る特別教育)のご案内

『高い致死率』『重大な後遺症』が残る等、重篤災害防止の 🕔 教育は事業者の責務として、その実施が義務付けられています。

(!) 災害事例 (!)

《出典:厚生労働省HP/職場のあんぜんサイト/労働災害事例》

冷凍庫の扉を閉めてドライアイスを散布中、扉が開かなくなり酸素欠乏 事例1

発生状況

冷凍車の運転手として同僚2名とともに複数店舗にアイスクリーム配送。 同僚2名が商品搬入作業中に冷凍庫内に保冷用として散布していたドライアイスを 補充しようと考え、外気が侵入しないよう扉を閉めて作業、終了後に外に出ようと したところ扉が開かなくなり、ドライアイスから発生した二酸化炭素ガスで庫内が 酸欠状態となり意識を失いかけた。

原因対策

事業者を含め、ドライアイスによって酸素欠乏症になるとの認識がなく、作業 主任者の選任や特別教育も実施していなかった。

事例2 家庭用プロパンガスの供給切換中(供給設備工事中)に酸素欠乏症

発生状況

住宅地で使用されているプロパンガスをボンベ方式から集合方式に切換中、作業 に手間取り作業員Bが倒れた。作業員Cが溝内でBを救出後、ストッパーを調整し ていたが、まもなく倒れたので、専務Aと作業員DがCを救出するために掘削溝に 入り、両名とも気を失って倒れた。4名とも2日~6カ月の休業となった。

原因対策

管理責任者を含め作業員全員に酸素欠乏危険についての知識がなかった。 上部が開放していても、狭い場所はプロパンガスが空気より重いため溝の底部 に滞留、容易に酸欠危険場所になる恐れのあることを知らなかった。

事例3 下水道工事でマンホールに入り酸欠(下水道事業幹線管路施設工事)

発生状況

雨水・湧水が滞留しており、かつ、工事の都合で密閉化されていたマンホールに 立ち入った作業員が倒れており、救助に入った同僚も同じく被災した。

原因対策

マンホール立入前に酸素濃度測定せず、マンホール換気や空気呼吸器等を着用 していなかった。また酸素欠乏作業主任者の選任、作業従事者に対して特別教 育も実施していなかった。〔死亡者1名〕

コンクリート打設後2カ月経過した地下ピットに入り酸素欠乏症 事例4

発生状況

大学研究棟の建設工事中に発生。工期2年、約1年経過した時点で打設されてから 約2ヵ月密閉されていた地下ピット(ケーブルや上下水道の配管等を収容するた めのピット)内の型枠解体作業を被災者と同僚2名で行うため地下ピットに入り、 ピット3に入ったところで気を失って倒れた。その後、元方事業者の職員等に よって換気後に救出、病院に搬送されたが、3日後に酸素欠乏症のため死亡した。

微生物 増殖!

被災者および同僚は形式上は2次下請け労働者であるが、実際には派遣労働者で 作業の指揮・監督は元方事業者または1次下請け事業者が行っていた。

原因対策

元方事業者は換気の必要性について認識していたが、それ以外の酸欠災害防止 対策について特に指示していなかった。派遣労働者である被災者に危険有害な 業務に安易に従事させていたことも原因のひとつとして挙げられる。



Q

令和7年度 東京労働局登録教習機関

第2種酸素欠乏危険作業【特別教育】のご案内

(酸素欠乏症・硫化水素中毒危険作業に係る特別教育)

開催日時 令和 7年12月 9日(火)

講習時間 9:20~16:30 (8:50 開場)

※講習終了後に修了証(カードタイプ)を交付します。

受講料金 9,900円 (テキスト・資料・税込)

WEB申込 コチラ)

※【受講料支払期限】お申込日より2週間以内



◆ 第 | 種「酸素欠乏症のおそれがある作業」

◆ 第2種「酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれがある作業」

第2種は第1種の教育内容を包含しており、中央労働基準協会支部では 『第2種』に係る特別教育を開催、保護具の空気呼吸器やAEDの使用法、 人工呼吸法等について器具を使用して具体的に説明します。

科目	範囲	時間
酸素欠乏等の発生の 原因	酸素欠乏等の発生の原因/酸素欠乏等の発生しやすい場所	1時間
酸素欠乏症等の症状	酸素欠乏等による危険性/酸素欠乏症等の主な症状	1時間
その他酸素欠乏症等の 防止に関し必要な事項	労働安全衛生法/労働安全衛生法施行令/労働安全衛生規 則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項/酸素欠乏症等 を防止するため当該業務について必要な事項	1.5時間
事故の場合の退避及び 救急そ生の方法	墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法 並びに保守点検の方法 / 人工呼吸の方法 / 人工そ生器の使 用方法	1時間
空気呼吸器等の使用の 方法	空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク又は換気装置 の使用方法及び保守点検の方法	1時間

公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部

(住 所) 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル4階ホール (TEL) 03-3263-5060 (平日9時~17時)

- ・東京メトロ有楽町線 麹町駅4番出口 徒歩3分
- ・JR四ツ谷駅 麹町口 徒歩8分
- ※ 駐輪・駐車場はございませんので、なるべく 公共交通機関をご利用ください。



中央支部LINE公式アカウント セミナー案内配信します!

会場案内





公益社団法人 東京労働基準協会連合会

とうきれん 中央

https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/ TEL: 03-3263-5060 (平日9時~17時)